

市職員の懲戒処分について（令和 8 年 3 月 19 日）

安芸市は、市職員に対し、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

処分対象者及び処分内容

氏名	所属・職名	性別	年齢	処分内容
こまつ まさや 小松 誠弥	健康介護課・主幹	男	41	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号 懲戒処分 停職 3 か月

処分年月日

令和 8 年 3 月 19 日

処分に至った事実の概要と処分事由

被処分者は、3 月 3 日の夜、自宅で 20 時 30 分から 23 時 50 分頃にかけてアルコール度数 5%・500ml の缶チューハイを 3 缶程度飲酒後に就寝した。翌朝、8 時 40 分頃に起床し、遅刻となっていたことから、慌てて 8 時 50 分頃に自宅から約 1.6 キロ先の勤務地である市役所まで自家用車を運転した。職場に到着後、所属長から遅刻の注意を受け、面談を行っていた際、呼気から酒の匂いがするとの指摘を受け、アルコールチェッカーにより計測したところ、0.22mg/l のアルコールが検出され、酒気帯び運転が判明した。

この事案は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、懲戒処分とした。

管理監督者等に対する措置（文書嚴重注意等懲戒処分以外の措置）

所属長に対し、口頭注意（健康介護課 課長 女性 58 歳）

所属係長に対し、口頭注意（健康介護課 係長 女性 53 歳）

その他の対応

3 月 4 日に内部で事実確認を行った後、翌日午前には安芸警察署に当該事案を報告した。

【地方公務員法 抜粋】

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。